

用 語 集

あ

○安否情報

避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民の安否に関する情報

い

○一時避難場所

避難の際に一時的に避難住民等を誘導、避難させる場所。長距離避難の場合においては、避難先地域までの運送の拠点となる。

○移動系防災行政無線

→ 防災行政無線を参照

え

○エコノミークラス症候群

長時間乗り物などの座席に座っていた人が、足の静脈内に血の塊（深部静脈血栓）を作って起こす病気。重傷の場合は、肺動脈を詰まらせる肺動脈血栓塞栓症を引き起こし、死に至る場合もある。

○NBC（エヌ・ビー・シー）攻撃

核兵器（Nuclear weapons）、生物剤（Biological weapons）若しくは化学剤（Chemical weapons）を用いた攻撃

- 【例】 核兵器（核爆弾、ダーティーボムなど）
生物兵器（炭疽菌、天然痘、ボツリヌス毒素など）
化学兵器（サリン、マスタード、ホスゲン、シアン化物など）

○OLGWAN

地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク
(Local Government Wide Area Network)

地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する通信ネットワークとして整備された。

お

○応急公用負担

行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。

か

○火災警戒区域・消防警戒区域

消防法の規定により設定されるもので、火災警戒区域は、火災発生前のガス又は危険物の漏えい等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれ著しく大であり、火災が発生したならば人命又は財産に大きな損害を与えると認められる場合に設定され、当該区域内における火気の使用の禁止や当該区域からの退去、出入りの禁止、制限を行うことが可能となる。

消防警戒区域は、火災が発生した場合において、当該区域からの退去、出入りの禁止、制限を行うことが可能となる。

き

○危険物質等

引火・爆発・空気中への飛散・周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物）で、政令で定めるもの

○汚い爆弾

→ ダーティーボムを参照

○基本指針

武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ政府が定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針（平成17年3月閣議決定）

基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にあり、指針的な内容が記載されている。この基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。

○緊急消防援助隊

大規模、特殊な災害発生時に、国が、全国の消防機関から必要な消防隊員、消防車両

及び資機材等を災害地に派遣し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを目的に結成される部隊のこと。

○緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

○緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置のこと。具体的には、緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置をさす。

○緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するために知事が発令する武力攻撃災害の現状及び予測等に関する情報

○緊急物資

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材



○国が定めたサイレン

国が定めた、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域の市町村において、当該住民に対し注意喚起を図るための警報が伝達される際に使用されるサイレン

け

○警戒区域

市町村長又は知事が設定する、関係者以外の立入り制限・禁止・退去命令を行うことができる区域

○警報

武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため、基本指針及び対処基本方針の定めるところにより国の対策本部長が発する情報

○ゲリラ・特殊部隊

ゲリラは、不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行う要員。

特殊部隊は、正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊。

○県国民保護協議会

県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、知事に意見を述べる機関

○県国民保護計画

基本指針に基づき知事が作成する県の国民の保護に関する計画

○県対策本部

県及び県内の市町村、指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進をつかさどる。

こ

○航空攻撃

航空機により急襲的に行われる武力攻撃。着上陸侵攻を行うに先立って行われる可能性がある。

○国際人道法

国際人道法という名称の法規範は存在せず、国際的な法規の集合を示すものであるが、

その範囲は定まっていない。

国民保護法においては、ジュネーヴ諸条約に加え、ジュネーヴ諸条約や人道的考慮に基づいて作成された国際法のうち国際的な武力紛争において適用されるものを指す。

具体的には、武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の待遇、条約の重大な違反行為である非人道的行為の処罰などを定めているものであるが、これらの内容を国内において的確に実施するための法整備として、「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」や「国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律」が制定されている。

○国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画のこと。

各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるもの。

業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

○国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、都道府県知事、市町村長及び指定行政機関の長が作成する計画であり、国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などについて定めるもの。

市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される市町村国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県知事に協議することとなっている。

○国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する、事態対処法第22条第1号に掲げる措置のこと。

○国民保護等派遣

防衛庁長官が、知事から国民保護法第15条第1項（緊急対処事態における準用を含む）の要請を受けた場合や、武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）から同条第2項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣

○国民保護法

正式名称は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。平成16年6月18日公布、同年9月17日施行。

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響が最小となるよう、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

さ

○災害時優先電話

災害対策のために優先して回線を確保するよう、電気通信事業者があらかじめ指定する電話（回線）。発信の際において、一般の電話回線に優先して利用することができる。

○災害時要援護者

自然災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、適切な行動等をとることが困難な人々のこと。

具体的には、在宅の高齢者や障害者などが想定されるほか、広い意味では、妊産婦、乳幼児・児童、外国人や、施設や病院に入所（院）する者なども含む。

○災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災計画など災害対策の基本を定めた法律のこと。

し

○市国民保護協議会

市の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べる機関〔法第39条〕

○市国民保護計画

富山県国民保護計画に基づき市長が作成する本市の国民の保護に関する計画

〔法第35条〕

○自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を軽減するために、地域住民が“自分達の地域は自分達で守る”という自覚、連帯感に基づき、効果的な防災活動を実施することを目的に、自主的に結成する組織のこと。

○事態対処法

正式名称は「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成15年6月13日公布、同日施行。

武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めている。

事態対処法制（いわゆる有事法制）の中核として位置付けられる法律で、この法律が規定する武力公的事態等への対処に関して必要となる法制の整備のための措置に基づき各種の法整備がなされている。

そのうち国民保護法は、「武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置（事態対処法第22条第1号）」の実施について法制化したものである。

○事態認定

事態対処法第9条による国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）又は事態対処法第25条による緊急対処事態に関する対処方針（緊急対処事態対処方針）において、武力攻撃事態等又は緊急対処事態に至ったことを認定すること。この事態認定が行われることにより各種の対処措置の実施が可能となる。

○市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、地震災害、風水害・土砂・火災災害、雪害のそれぞれに対する本市の予防、応急、復旧対策について定めたもの。

昭和38年10月に策定し、以後2度の全面修正（昭和59年12月、平成9年1月）等を行っている。

○指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。

○指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されるもの。

○指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの

○指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。

富山県では、平成18年2月現在、15 機関が知事の指定を受けている。

○市の他の執行機関

地方自治法の定めにより市に置かれる、市長以外の執行機関のこと。

市長部局からある程度独立した地位をもち、複数の委員によって構成され、特定の行政権を持つ。具体的には、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会がある。

○収用

市長などが、所有者の同意なしに国民保護措置に必要な物資などの所有権を、国民保護措置の実施のために強制的に取得し、又は制限すること。

○収容施設

災害の発生により、本来の住居において起居することができなくなった避難住民等を一時的に受け入れるための施設（応急仮設住宅を含む）

○ジュネーブ諸条約

戦時における戦闘員や文民の保護について定められた条約で、1949年8月12日に締結された次の4つの条約とそれを補完する1977年に採択された次の2つの追加議定書からなる。

- ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）

- ・海上にある軍隊の傷者及び病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）
- ・捕虜の待遇に関する条約（第三条約）
- ・戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
- ・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書）

○消防警戒区域

→ 火災警戒区域・消防警戒区域を参照

○除染

人体や施設に付着した放射性物質等の有害物質によって汚染した場合に、洗浄やふき取りによって除去したり、中和、殺菌して無害化したりすること。

○人口集中地区

国勢調査における統計上の地域単位で、市区町村の区域のなかで、特に都市的性格の強い地域として設定するもの。人口密度1 km²当たり約4,000人以上の調査区が隣接して人口5,000人以上を有する地域。本市では旧町部地区の区域がほぼ該当する。

せ

○生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など、国民生活に関連する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれのある施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設のこと。

○生活関連物資等

国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資

○生物剤

生物兵器に用いられる病原微生物あるいはその毒素で、その病原性によって人体に害を及ぼすもの

○全国瞬時警報システム（J-ALERT）

国（総務省消防庁）が開発した、津波警報、緊急地震速報、武力攻撃の警報等の即時

対応が必要な事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時かつ一斉に伝達するシステム。

そ

○相互応援協定

災害が発生した場合において、応援措置を円滑に実施するために、あらかじめ自治体間で締結した協定。

本市では、次の2つの自治体間相互応援協定を締結している。

- ・姉妹都市災害時相互支援協定（長野県小諸市 平成7年7月24日締結）
- ・隣接市町村防災協力体制協定（富山市 昭和55年2月1日締結）

た

○ダーティーボム

対象地域一帯に放射性物質をまき散らすために、従来の爆薬と放射性廃棄物などの放射性物質等を組み合わせたもの。核爆弾ではないので、核爆発を起こすことはない。

○大規模集客施設

ショッピングセンター、ホール、体育館、球場など多数の客が集まる規模の大きな施設のこと

○対策本部長

国、都道府県、市町村のそれぞれの対策本部の長のこと。

国の場合（国対策本部長）は、事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第26条に定める「緊急対処事態対策本部」の長のことであり、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てることとなっている。

都道府県の場合（都道府県対策本部長）又は市町村の場合（市町村対策本部長）は、国民保護法第28条に定める「都道府県国民保護対策本部」若しくは「市町村国民保護対策本部」又は同法第183条の規定により読み替える同法第28条に定める「都道府県緊急対処事態対策本部」若しくは「市町村緊急対処事態対策本部」の長のことであり、それぞれ都道府県知事又は市町村長をもって充てることとなっている。

○対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針のこと。

○対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置

○弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルを使用した攻撃のこと。ロケット推進により発射された後、放物線の軌道（弾道軌道）を飛翔し目標地点に到達する。弾頭には、通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。

ち

○治安出動

一般の警察力では治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣の命令（知事による要請があった場合を含む）による自衛隊の出動

○知事その他の執行機関

地方自治法の定めにより、県におかれる執行機関のこと。知事のほか、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁業管理委員会がある。

○着上陸侵攻

我が国に対する侵攻が行われる場合において、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させること。

○昼夜間人口比率

常住人口 100 人当たりの昼間人口の割合。

つ

○通信輻輳

交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ること

と

○同報系防災行政無線

→ 防災行政無線を参照

○特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に基づき、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため、これらを識別できるようにしている国際的な特殊標章等のこと。

当該議定書では、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、当該任務に従事する者等を敵国の攻撃等から保護する旨が規定されている。

○特殊部隊

→ ゲリラ・特殊部隊を参照

○富山県高度情報通信ネットワーク

災害時における情報連絡体制を確保するため、県と県内の市町村（消防本部を含む。）を衛星回線で結ぶ通信ネットワーク。

○富山県災害時要援護者支援ガイドライン

県が作成した、市町村等の災害時要援護者に対する支援体制（災害マニュアルや安否確認体制の整備など）の整備における指針となるもの。（平成17年9月作成）

○富山県総合防災情報システム

県が運用する、気象や震度、河川水位等の防災関連情報を一元的に市町村などの防災関係機関に提供するシステムのこと。インターネット上に開設されている「富山防災WEB」からは、このシステムで管理している気象や震度、河川水位等の防災関係情報を、パソコンや携帯電話を通して入手することが可能である。

○トリアージ

災害時等において一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた医療資源を最大限に活用して可能な限り多数の傷病者の治療を行うため、傷病者の緊急度や重症度によって治療や搬送の優先順位をつけること。

な

○滑川中新川地区広域情報事務組合

→ Net 3（ネット・スリー）を参照

ね

○Net 3（ネット・スリー）

滑川市、立山町、上市町で構成する滑川中新川地区広域情報事務組合が運営するケーブルテレビ。

8チャンネルを特に“防災チャンネル”と位置づけ、通常番組に加えて防災啓発番組を放送するほか、災害発生時には、通常番組に優先して、各種の災害関連情報を提供することとしている。

は

○ハザードマップ

地震、洪水、津波、火山の噴火などが起きた場合に備えて、地域の住民が迅速かつ安全に避難できることを目的に、被害が想定される区域とその程度、さらに避難場所や避難経路、災害時の心得などの情報を地図上に表したものの。

住民に公開・頒布することにより、災害に対する危機意識や備えを喚起する。

ひ

○非常通信体制

災害発生時などの非常時において通信を確保する体制

○避難先地域

国の対策本部長が示す住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）

○避難支援プラン

富山県災害時要援護者支援プランをベースに各市町村が作成する、災害時要援護者に対する具体的な避難支援計画

○避難施設

住民を避難させ、又は避難住民等の救援を行うための施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

○避難実施要領

避難の指示を受けた市町村長が、その国民保護計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて作成する避難に関する方法等、避難の実施に関し必要な事項を定める要領

○避難住民

避難を行った者又は避難の途中にある者（住民以外の滞在者を含む）

○避難住民等

避難住民及び被災者

○避難措置の指示

国の対策本部長が知事に対して行う、住民の避難に関する措置を講ずべきことの指示

○避難の指示

避難措置の指示を受けた知事が、市長を経由して住民に対して行う、避難すべき旨の指示

○避難誘導

避難の指示を受けた住民を、避難先に導くこと

ふ

○輻輳

→ 通信輻輳を参照

○武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃のこと

○武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

○武力攻撃災害への対処に関する措置

武力攻撃災害の防除、軽減、その他被害が最小となるようにするために実施する措置

○武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

○武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のこと

○武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

へ

○ヘリコプターテレビ電送システム

県が運用する、県消防防災ヘリコプター「とやま」に搭載したカメラで撮影した災害現場等の映像を、県対策本部等にリアルタイムで電波により電送するシステムのこと。

ほ

○防衛出動

武力攻撃事態において我が国を防衛するために必要がある場合に内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動

○防護服

放射性物質、化学剤、生物剤、爆発物など危険な物質を扱う場合や、消火活動を行う際に、作業者を保護するための装備

○防災行政無線

災害時に地域住民に対して適切な情報を迅速かつ正確に伝達することを目的として市庁舎を親局として整備された無線網。

同報系は、市庁舎と市内34箇所の屋外拡声器や戸別受信機を結んで一斉通報により情報を伝達し、移動系は、市庁舎と庁用車などの移動型無線端末とを結び相互通信が可能である。

○保管命令

救援に必要な特定物資を確保するため、当該物資を保管するよう知事などが生産者・販売者等に対して行う命令（隠匿、損壊、破棄、搬出の禁止）〔法第81条第3項〕

○防災チャンネル

→ Net 3を参照

よ

○要避難地域

国の対策本部長が示す、住民の避難が必要な地域

ら

○ライフライン（施設）

生活・生命の維持に必要な上下水道・電力・ガス・通信・運送のネットワーク

○流通備蓄

災害に備えた備蓄（食料、飲料水等）のうち、実際に物資をストックする現物備蓄とは別に、事前に民間事業者等と災害時における物資の供給についての供給を結ぶことにより、災害時に必要な物資の確保を図るもの。

○利用指針

武力攻撃事態等において対処措置の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、特定の者の港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の優先的利用に関する指針。

ろ

○高齢人口比率

市の人口に占める65歳以上の者の占める割合

よ

○要避難地域

国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域〔法第52条第2項第1号〕

り

○利用指針

武力攻撃事態等において対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、国の対策本部長が対処基本方針に基づき定める、港湾施設・飛行場施設・道路・海域・空域・電波の利用に関する指針（特定の者の優先的な利用の確保）